

2001年9月25日

NO. 1

# 又市征治 国政だより

又市征治事務所

発行責任者 谷岸 孝士  
富山市下新町 4-27  
TEL 076-441-0800

## ビル査察・定期調査の徹底で火災犠牲を防げ

### 人員確保には雇用創出も視野に

= 「歌舞伎町ビル火災」で政府に迫る

又市議員は、21日の総務委員会で質問に立ち、44人の死者を出す大惨事となった背景には多数の違法・危険なビルに手が届かない行政、消防職員や市区町村で建築物定期調査を担当する職員の慢性的な不充足があることを鋭く指摘。雇用対策の観点も含め、大々的に人海戦術で改善すべきだと提案した。答弁は遠藤総務副大臣、消防庁長官、国土交通省住宅局長、警察庁生活安全局長ら以下はその概略。



【問】 事件後、消防庁と国土交通省がそれぞれ全自治体に「一斉立ち入り検査、所要の措置」を求めているが、現在までにどうなっているか。

<注> 今回の対象は「3階以上が娯楽、飲食店等で、小規模な雑居ビル（概ね延床面積200㎡以下）」。

【答】 締切が10月31日なので各県ともまだ実施中。

【問】 東京消防庁の5日間分の調べでは、管内推定4,000棟のうち1,046件を調べ、なんとそのうち91.5%が違反であった。しかも違反の延べ件数が、1棟あたり平均12.5項目にのぼっている。いつまた火災・死亡事故が起きてもおかしくない状況だ。どのような対策をとるのか。

【答】 「小規模雑居ビル火災緊急対策検討委員会」を設け、9月6日に第1回会合。防火の基準自体と、それを守らせる方策の両面から検討する。

【問】 消防職員は全国ベースで充足率76.5%つまり4分の1の不足。査察について東京の例で見ると、82.4%だ。査察の頻度の定めは、今回のような雑居ビルは「第3種A」にあたるので、「5年に1回」とされているが、風俗営業などでテナントが頻繁に入れ替わっている実態を見れば、もっと頻繁に査察するよう改めるべきだ。 <答弁は略す>

<注> 他方、建築基準法に基く建設省通知では1年ごと、しかし新宿区は3年ごとと定めている。事件のビルは消防・区役所の改善指導を無視していた。

【問】 副大臣に伺う。小泉内閣のいわゆる「構造改革」、不良債権処理によって、企業によるリストラ、首切りが大手を振ってまかり通り、大量の失業が生み出される中、一方で政府は雇用対策ということで、森林の保護とか、青年の試験的雇用とかの案を打ち出している。雑居ビル等の消防法・建築基準法違反をなくすためには、多大の人海作戦が必要になる。不況の時期に、公的な雇用を生み出すには最適の分野ではないか。この機会を捉えて、立入検査の回数を増やしたり、違反の改善状況をフォローするなど大々的に実施すべきだ。

【答】 こんどの補正予算要求で、消防防災支援要員を、雇用の関係も含め、要求することにした。人員不足は深刻であり、支援要員が役立つと思う。